

## 「小樽市歴史文化基本構想(素案)」に対して提出された意見等の概要及び市の考え方等

1 意見等の提出者数	8人、1団体
2 意見等の件数	18 件
3 上記2のうち計画等の案を修正した件数	8 件
4 意見等の概要及び市の考え方	

No.	意見等の概要	市の考え方等
1	<p>第1章1(1～2頁)において、目的あるいは狙いが未記載であり、94頁「(1)小樽文化遺産を守るために」に示してある基本理念を大前提に特定の期間(今後の10～20年等)を対象とした目的を具体的に示すべきである。</p> <p>また7頁上段に記載される「多様な文化遺産を基盤としたまちづくりや人材育成」はこの構想(マスタープラン)の効果であると推察され、これらと目的の分離(明確化と関係整理)をすべきである。</p>	<p>本構想の目的については、地域に存在する文化財を総合的に保存・活用するための方針を定める観点から「多様な文化遺産を基盤としたまちづくりや人材育成に重要な役割を果たし、市民とともに「小樽文化遺産」の保存活用に取り組むためのマスタープラン」を目的としたものであります。</p> <p>本構想は、今後文化財保護法の改正を受けて地域保存活用計画を策定する際に、計画期間の規定が必要となる可能性があるが、現時点では、基本構想の位置付けのため、素案のとおりいたします。</p>
2	<p>総合計画などの上位計画においては人口減を前提としており、本構想でもこれらと与件として策定されるべきである。また7頁下段の図について目的が不明確である。</p>	<p>上位計画等との関係については、総合計画の考え方を受けて、「多様な文化遺産を基盤としたまちづくりや人材育成」を本構想の役割として定めたものであり、本構想においても人口減少を考慮して人材育成の取組も図る構想で策定されていますので、素案のとおりいたします。</p>
3	<p>小樽市の財政面の状況及び1頁に記述される現状より、文化財の保全を阻害する要因とその対応策を提示すべきではないか。</p>	<p>本構想の趣旨は、本市の文化遺産の掘り起こしを行うとともに文化財を将来にわたって保存・継承していくため、市民や民間団体等が協力して保存・活用を図るものです。</p> <p>文化財の保全を阻害する要因は、様々考えられますが、本構想ではその要因と対策を個別に提示するのではなく、文化遺産の保存と活用を一体的に取り組む考え方から基本方針を定めたものであり、素案のとおりいたします。</p>
4	<p>文化継承の困難さに関する具体的考察と、取り得る対策の効果に関する考察や、そもそも文化財を失う事の町および住民へのリスクと、保存することで得られる利益についての評価と考察を行うべきである。</p>	<p>文化継承の困難さについては第1章で言及しているほか、また第5章において、今後、文化財の保存管理、活用を推進していくための体制整備の中で、市、市民、各種団体が文化財の保存・管理・活用について期待されるべき役割を示し、多様な主体がお互いに補完しあい取り組むことにより、より適切で効果的な保存管理活用が行われるよう協力する必要がある、としております。</p> <p>「歴史文化基本構想」は、策定の目的や行政上の位置付け、歴史文化の特徴、文化財把握の方針、文化財の保存・活用の基本的な方針、文化財の保存・活用を推進するための体制整備の方針等を国の策定指針に基づき、基本的な事項として定めるものでありますので、素案のとおりいたします。</p>

No.	意見等の概要	市の考え方等
5	今後 200 年、300 年後の未来には文化財になるであろう何かを今から作っていく、文化財を生み出すと言う視点を持つべきである。文化財について、すでにあるものを掘り起こすだけでなく、新しく増やしていくべきである。	本構想では、文化遺産の多様な価値を見出すために地域に存在する文化遺産を定期的、継続的な調査と研究に取り組むこととしております。そのため、文化財を新しく増やすのではなく、調査研究で見出された新たな文化遺産を将来に繋げることが重要であることから、素案のとおりといたします。
6	過去の文化財から取り入れるべきものを学び、今の生活や町の発展に活かすような教材的なものとして文化財を見た構想を策定した方が生産的ではないか。	文化遺産を把握する際には、幅広く市民の意見をいただいております、今の生活や町の発展に繋がるものが数多くあると考えております。策定にあたってはそのような認識に立ち、今後の取組の中で文化遺産を活用してまいります。
7	66頁(第4章1)「(略)このように、とりわけ近代に栄華を極めた小樽であったが、昭和40～50年代の小樽運河の保存と活用を巡る、市を二分した、論争が大きな時代のわかれ目となった」の箇所では、近代から昭和後期に至るまでの小樽の状況等を説明しないと、小樽運河保存運動が邪魔して、観光都市に方針替えしたような印象を与えるのではないか。	文化財を生み出した歴史的背景と関連文化遺産群の設定については、年代の繋がりが不足していたものと考えておりますので、いただいた御意見を踏まえて2段落目の文中「とりわけ近代に栄華を極めた小樽であったが、昭和40～50年代の小樽運河の保存と活用を巡る」を「とりわけ近代に栄華を極めた小樽であったが、昭和30年代には国のエネルギー政策の転換などにより、小樽の経済も衰退の道をたどり「斜陽の街」と称されるようになった。昭和40～50年代の小樽運河の保存と活用を巡る」に修正いたします。
8	歴史文化基本構想にある小樽の縄文遺跡群(特に忍路・蘭島地区の遺跡群)の保存管理・活用方法について、2019年度から始まる総合計画(2019年～2028年)に位置づけるべきである。	「総合計画」は「歴史文化基本構想」の上位計画であり、基本構想と基本計画の二層計画であることから、具体的な活用方法については、個別に検討してまいります。
9	27頁(第2章3-4)で、「茨木家」の読みは「いばらぎけ」ではなく「いばらきけ」ではないか。	旧茨木家については、ルビ(読み方)の誤記ですので、いただいた御意見を踏まえて「いばらぎけ」を「いばらきけ」に修正いたします。
10	27頁(第2章3-4)で、日和山灯台について「平成22(2010)年、100年以上続いた役目を終えた」とあるが、点灯業務は現在も行われているのではないか。	日和山灯台については、いただいた御意見を踏まえて「100年以上続いた役目を終えた」を「100年以上続いた霧信号所としての役目を終え、現在は航路標識として船舶の安全を守り続けている」に修正いたします。
11	地神塔や馬頭観音などは文化財の対象とならないのか。また83頁(第4章2(5))に画像資料について「各家庭で潜在的に保存されていると推測され」とあるが早急な調査が必要なのではないか。	金石文・石造物、また画像資料等についても文化財であると認識しており、今後も地域に存在するこれらの文化遺産について、定期的、継続的に調査・研究してまいります。

No.	意見等の概要	市の考え方等
12	市の取組を伝えるための情報発信については、アナログな方法ではあるが、学校にプリントを配布したり、ポスターを掲示するなどの方法が効果的ではないか。	情報発信については、第5章において「小樽文化遺産を支える人々の輪を広げる。(情報の発信と次世代の人材育成)」と定めており、各種媒体等での周知にも積極的に取り組むとしており、ご意見についても参考とさせていただきます。
13	現在のまちづくり関係部署を横断する、柔軟性のある担当部局を創設すべきではないか。また、市民の協力を取り入れる情報システムの構築を図るべきではないか。行政の人事異動に影響されない独立の情報交換システムを創設し、官民一体となって歴史的文化遺産の維持・利用・発展に取り組むべきである。	基本構想を実現するためについては、地域社会の連携・協力体制の観点から、第5章2. 小樽文化遺産の保存管理、活用を推進するための体制整備を定め、「小樽文化遺産」の適切な保存管理、活用を推進するためには、市民、各種団体、民間企業等、大学などの教育研究機関、そして行政が主体となってそれぞれの役割を果たしながら、小樽市全体として取り組んでいくために構想に位置づけていることから、素案のとおりといたします。
14	「小樽文化遺産」は指定文化財だけに限らず、未指定文化財も含めた、小樽市として「保護していきたい個別の文化財」のことかと理解しますが、読む人によって解釈が変わることを極力避けるため、何らかの形で「小樽文化遺産」の定義的な内容を記載してはいかがでしょうか。	「小樽文化遺産」の定義については、「地域を構成する多様で価値が高いと考えられる文化財(指定、未指定を含む)のみならず、その周辺環境との関係のもとに形成される様々な価値を総体的に組み入れながら、市民が暮らしの中で大切に受け継いできた歴史的、文化的、自然的遺産を含むものとし、それらを本構想において「小樽文化遺産」と定義する。」を追加し、素案を修正いたします。
15	第2章について⑧昭和時代(戦前期)「現在の例でいうところの」は文章として違和感があります。一般の市民が分かりやすい表現に変えられないか、検討してください。また、「当時本州で成功していた郊外型遊園地の形態に類似していることは、北海道における観光事業のさきがけであったことを示している。」とありますが、そのような事実を裏付ける歴史的資料はあるのでしょうか。この表現では、そのあたりが分かりにくいので、分かりやすい表現になるよう検討してください。	ご指摘のあった昭和(戦前期)の説明文の中の「海のレジャーを中心に展開されており、現在の例で言うところの「リゾート施設」であったを「海水浴や舟遊びを中心にした郊外型の施設で、」と修正いたします。また「誘客のためにバス会社と提携した展開がされたと思われる記録もあり、当時本州で成功していた郊外型遊園地の形態に類似していることは、北海道における観光事業のさきがけであったことを示している。」は小樽に限定した「特に断崖絶壁の上に建てられた料亭「龍宮閣」は市内外でも話題となり、小樽における観光業のさきがけとなるものであった。」の記載に修正いたします。
16	第2章3は地域と景観を説明しているが、明確に地域ごとの特色の説明とした方が良くはないか。景観も文化遺産であることの説明も冒頭にしたいほうがわかりやすいのではないか。	「本構想では、設定したテーマに沿って関連文化財群を分類している。しかし、小樽には地区ごとに特色ある歴史と文化遺産が存在する。地域の特色は時代と共に変遷しているが、第1章でふれたように、東西に長い小樽の市域の南側は山地となっており、人々が居住する区域は海側(北側)に集中している。」を「小樽には地区ごとに特色ある歴史と文化遺産が存在する。また、本構想では、「将来に伝えたい小樽らしい景観」を重要な小樽文化遺産の柱の一つとしている。この節では、小樽市をその特色から14のエリアに分け、各エリアの特徴と現況を、写真とともに紹介し、小樽の「いま」の姿を伝えていく。各エリアの特色は時代と共に変遷しているが、その概要を述べると、第1章でふれたように、東西に長い小樽の市域の南側は山地となっており、人々が居住する区域は海側(北側)に集中している。」と修正し、2章3の設定意図を明確にします。また、「3. 小樽を特色付ける14の景観と地域」を「3. 小樽を特色付ける14のエリア」に修正いたします。

No.	意見等の概要	市の考え方等
17	<p>第3章について、3項の(3)「⑥土地に刻まれた記憶 史跡」の「時代を問わず人々の営みが行われ記憶に残すべきものを史跡と呼ぶ」とありますが、文化財保護法の定義と違う記述になっていると思います。公的な文書では、法律に定義のあるものについては、法律の定義と同じ記載をするべきと思います。</p>	<p>ご指摘のとおり「史跡」の定義が、文化財保護法と異なることから、「時代を問わず人々の営みが行われ記憶に残すべきものを史跡と呼ぶ」の一文を削除修正いたします。</p>
18	<p>第5章について、1項(1)には「市民」という表現が繰り返し登場しますが、(2)では、同様の説明のところに「地域住民」と表記されています。「市民」に統一すべきではないでしょうか。また、1項(2)「①小樽文化遺産の多様な価値を見出す(調査、研究)」の部分で、1行目に「小樽の多様な小樽文化遺産の価値を…」という文章がありますが、文章的に違和感があります。恐らくタイプミスではないかと思いますが、「小樽の多様な文化遺産の価値を…」で意味が通るのではないかと思います。ご検討ください。</p> <p>3行目「これまで取り組んできた行政(主に博物館などの社会教育施設)における業務の枠組みを越え…」とありますが、この「行政」の例示について、第1章の3項に書かれている「各部署のあらゆる事業や施策」という表現との食い違いがあります。</p> <p>ここでは「社会教育施設」に限定しているように読み取れてしまうため、全体を見たときに、第1章と第5章の表現が噛み合っていないように見えます。</p> <p>第1章の書き方に統一すべきではないでしょうか。</p>	<p>ご指摘の箇所については「小樽の多様な小樽文化遺産の価値を見出すためには」を「小樽の多様な文化遺産の価値を見出すためには」に、また「地域住民」を「市民」に修正いたします。</p> <p>「これまで取り組んできた行政(主に博物館などの社会教育施設)における業務の枠組みを越え…」については、市全体の各部署を包含させるために(主に博物館などの社会教育施設)を削除修正し、②の文末に「「小樽市文化財審議会」の意見を聞きながら、保存管理に取り組んでいく必要がある。」と追加修正いたします。</p>